

## さいたま市自治基本条例検討委員会 第12回会議 市民部会検討の記録

日時	平成 22 年 12 月 3 日(金) 18:30~21:30
場所	浦和区役所 コミュニティ活動コーナー
参加者 ※敬称略	<p>〔委員等〕 計9名          中津原 努／伊藤 巖／内田 智／小野田 晃夫／栗原 保／小林 直太／富沢 賢治 /          古屋 さおり／細川 晴衣(欠席者:吉川 はる奈)</p> <p>〔事務局:さいたま市〕 計3名          企画調整課総合振興計画係 係長 柿沼 浩二／主査 大砂 武博／主任 高橋 格</p> <p>〔地域総合計画研究所〕 計2名          松岡 宏／大町 しのぶ</p> <p>〔傍聴者〕 0名</p>
議題及び 公開又は 非公開の 別	<p>(1)自治基本条例について(各テーマの検討)</p> <p style="text-align: right;">[公開]</p>
配付資料	<p>次第          資料1 市民から寄せられた意見</p>
問合せ先	さいたま市政策局政策企画部企画調整課 電話 048-829-1035

### 1. 自治基本条例について(各テーマの検討)

#### (1)自治基本条例の目的(共通テーマ)

<p><b>【条例案骨子】</b>  <b>(目的)</b>          この条例は、本市の市民自治の確立を図り、市民がしあわせを実感できる「さいたま市」をつくることを目的とします。そのためにこの条例は、本市における自治の理念と原則を示し、市民、議会、行政の三者の役割と責務を明らかにします。</p> <p><b>【考え方・解説】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自治基本条例が必要とされる背景として、次のような時代状況があります。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方分権改革の一連の動きのなかで今日改めて、暮らしやすい地域社会とは何か、自治とは何か、市民と自治体の望ましい関係は何かという問題を明らかにする必要性が生じています。</li> <li>・ 私たち市民は地域社会の抱える課題を解決する主体が市民であることを再確認し、私たちの意志が市政に反映するよう、情報共有、参加及び協働を強める必要があります。</li> </ul> </li> <li>2 つぎのような効果が期待されます。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治基本条例が「課題解決の羅針盤」として活用される。</li> <li>・ 「市民自治」に関して、市民、議会、行政などの各主体の意識が向上し、より良い関係のもとで市民自治の内実が豊かになる。</li> </ul> </li> <li>3 そのために条例ではつぎのことを定めます。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方分権時代における本市の位置づけを明かにするとともに、市民自治の基本を示し、市民と議会・行政の関係を定めます。</li> <li>・ 自治の視点から区とコミュニティの役割を明確に定めます。</li> <li>・ 自治を担う人づくり（市民・議員・市長・市職員など）の視点を含めて方針を定めます。</li> </ul> </li> </ol>
---

## 【富沢・吉川委員からの発表】

- ・ 以前の「誇りを持てるさいたま市」という表現を「しあわせを実感できるさいたま市」に修正した。

## 【意見】

### ①【条例案骨子】

- ・ 「三者の役割と責務」を明らかにするとあるが、「役割」と「責務」を一对で使うことが適切なのかなのか。
- ・ 「役割」の中に「責務」も含むという関係になるのだろうか。
- ・ 単に「役割」を明らかにすると表現すると、現状肯定的な意味合いを含む印象がある。「果すべき役割」としてはどうか。
- ・ 「しあわせを実感できる「さいたま市」という表現はあいまいなので、【考え方・解説】でその趣旨を説明する必要があるのではないかな。
- ・ 8月にまとめた「さいたま市自治基本条例のコンセプト（基本的な考え方）」では「誇りを持てる「さいたま市」としたが、それとの関係をどう考えるか。
- ・ 8月にまとめた「コンセプト」を全く修正してはいけないということではないので、さらに良い表現があれば修正しても良いのではないかな。
- ・ 「誇りを持てる」という表現は、他市よりも良いという相対的な表現のような気もする。
- ・ 8月の時点でも「しあわせ」にするか、「幸福」にするか、という議論があった。

### ②【考え方・解説】

- ・ 自治基本条例が必要とされる理由を多くの市民に分かりやすく説明する必要があるのではないかな。
- ・ 分権改革が進展する中で、なぜ「暮らしやすい地域社会」や「自治」などを問い直す必要が生じているのか、もう少し議論を深める必要があるのではないかな。
- ・ 自治基本条例の必要性は、各委員から意見をもらいながら、少し検討してみたい。
- ・ ニュースレターの第1号でも条例制定の必要性に言及している。ニュースレターを編集する過程で、分権改革などの時代の流れから説明するよりも、自治基本条例があった方がより豊かに暮らせるという下からのニュアンスの方が良いとの議論があった。
- ・ 市民からの意見で「自治基本条例なんて必要ない」というものがあつたが、このテーマで応えることになる。

### ③まとめ

- ・ 【考え方・解説】の1については、条例の必要性を市民にわかりやすく加筆・修正する。

## (2)自治の基本理念(共通テーマ)

### 【条例案骨子】

さいたま市民は、次に掲げる基本理念により市民自治の確立を目指します。

- (1) 市民自治は、市民による、市民のための統治であり、市民が自治の主体であることを意味します。
- (2) 市民の信託に基づいて議会と行政機関があります。
- (3) 市民と議会と行政機関の信頼関係が、市民自治を支えます。
- (4) 市は、国及び県と対等な立場に立って、協力関係に基づく自律的運営を図ることによって自治体としての自立を確保します。

### 【考え方・解説】

- 1 市民は、自らが自治の主体であることを自覚して、市民による市政の確立を目指します。
- 2 市民は、地域社会の課題を自ら解決することを基本として、地域社会における自治の一部を市の議会と行政機関に信託しています。

- 3 市民は、市政の意志決定と執行のすべてを議会と行政に委ねているわけではありません。市民の福祉が実現されるためには、市民が市政に主体的にかかわることが必要です。
- 4 市民が市政に主体的にかかわるためには、①市政に関する情報の共有、②市民の参画の下で市政の運営、③公共的課題の解決のための協働、④自治を担う人づくりが必要とされます。
- 5 市民と議会と行政との良好な関係が、市民自治の基軸となります。市民自治を実現するためには、市民と議会と行政は、それぞれの果たすべき役割と責任を明らかにして、自らを律し相互に連携する必要があります。

#### 【富沢・吉川委員からの発表】

- ・ 以前の「市政」という表現については、一つにまとめるよりも「議会と行政機関」とした方が良いとの意見を踏まえ、修正した。
- ・ 以前の「良好な関係」という表現を「信頼関係」という表現に改めた。

#### 【意見】

##### (1)について

- ・ 「統治」という表現は、少し硬いような感じがするかどうか。
- ・ 少し噛み砕くと「市民による、市民のためのまちづくり」という表現か。
- ・ 「市民が自治の主体である」というよりも、「地域社会の課題を自ら解決することを基本とします」という表現はどうか。
- ・ 「市民がまちづくりの主体」という表現ではどうか。
- ・ 市民が主体となって地域の課題を解決することが「市民自治」ということになるのだろうか。
- ・ このテーマの見出しは、「自治の基本理念」というよりも「市民自治の基本理念」になるのだろうか。
- ・ 自治全体のことを考えると、市民自治だけでよいか、団体自治もある。しかし、市民部会としては、市民自治の視点からまとめるということにする。

##### (2)について

- ・ あえて盛り込む必要があるのか。
- ・ 市民が自治の主役であるという意味では、重要だと思う。まさに市民自治の基本的な考え方になるのではないか。
- ・ 市民が基点になり、市民が信託しないと市民自治が成り立たないということではないか。
- ・ 信託して任せっぱなしということではなくて、(3)のように市民と議会と行政の三者の信頼関係に基づく協働という視点も併せて必要だと思う。

##### (4)について

- ・ 共通テーマ(8)の「国や地方自治体との関係、国際関係」にも団体自治に関する同じような内容があるので、このテーマでは団体自治に関する内容をあえて入れなくても良いのではないか。見出しも「市民自治の基本理念」として限定しても良いのではないか。
- ・ 一般的に、地方自治は住民自治と団体自治から構成されると言われるように、両者は密接不可分な関係ではないか。仮に、住民に身近な自治体に決定権があまりない状況にあるとしたら、どんなに住民自治を充実させても、それが「市民自治」の確立につながらないこともある。この条例の骨格となる基本理念として、そのような視点も含めて、議論が必要ではないか。
- ・ 市は、国が担っている国防や外交などの機能を持っていない中で、「国及び県と対等」とまで書いても大丈夫なのか。
- ・ 国や県と市では、それぞれの役割は違うけれども、自立した立場ということになるのか。

#### 骨子案全体について

- ・ (1)から(4)まで並んでいると分かりにくい。(1)が住民自治に関する理念で、(2)が団体自治に関する理念、というように整理できると分かりやすくなるのではないか。
- ・ 補完性の原理の考え方に沿って、順を追って基本理念を構成してはどうか。例えば、(1)では「市民自治は市民が地域社会の課題を自ら解決することを基本」とした上で、(2)では「市政は、市民の信託に基づくものであることを基本とし、市民、議会及び行政は相互の信頼関係に基づき連携して、市民自治によるまちづくりに取り組む」とし、さらに(3)では、「市は

国や県と対等な立場に立って、自治体としての自立を確保する」というような構成もできるのではないか。

- ・ 補完性の原理は、市民や地域にできないことは市に任せっぱなしにするということではないと思うので、そこは注意する必要があるのではないか。

### (3)国や地方自治体との関係、国際関係(共通テーマ)

#### 【条例案骨子】

##### ●国や地方自治体(海外含む)との対等で協力的な関係

- ・ 市は、国や県と、対等で協力的な関係を築く。
- ・ 市は、国や県、国際社会における役割を認識した上で、交流・協力・連携に努めるものとする。

##### ○市民の意思を尊重した市政

- ・ 市は、自由・健康・平和な市民生活を脅かす恐れのある、国の決定に対し、市民の意思を尊重するものとする。

#### 【考え方・解説】

- ・ 環境問題などの国際的な課題に積極的に取り組み、世界に誇れる自立したさいたま市をめざす。
- ・ 地方分権によって、国と対等の立場になり、市は、自己決定・自己責任が求められてくる。
- ・ グローバル化の時代であり、自由・健康・平和な市民生活が、将来にわたって保障されるために、平和・経済・人権・環境や食糧問題等の諸問題について、海外を含めた他の自治体との、対等で協力的な関係を築くことは、重要である。
- ・ 国際社会の一員として、世界で唯一の核被爆国である日本国民の一員として、世界の恒久平和を希求し、他国の文化や価値観を理解し、交流・協力・連携を促進していくことが重要である。
- ・ 国内及び海外姉妹都市との連携・協力も深めていく。

#### 【内田・古屋委員からの発表】

- ・ 以前の「○自然豊かな環境と、市民の健康及び平和を守る。」という項目を「市民の意思を尊重した市政」としたが、各委員から意見を伺いたい。
- ・ 姉妹都市などとの連携・協力関係も考慮して、【考え方・解説】で言及することにした。

#### 【意見】

- ・ 市民生活を守るために、市民の意思を尊重して、必要があれば国や県に対して意見を述べるということは当然あるべきだと思うが、それを「市民生活を脅かす恐れのある国の決定」とまで書くかどうか。
- ・ 「市民生活を脅かす恐れのある国の決定」が今あるというわけではなく、そういうこともあり得るということだと思うが、そこまで書くかどうか。
- ・ ここまで具体的に表現すると強烈なので、「市民の安心・安全を守るため、市民の意思を尊重する」という程度にしてはどうか。その場合、このテーマで良いのかどうか。
- ・ 市民の意思の尊重ということであれば、このテーマではなく、住民投票のテーマに入れた方が良いという気もする。
- ・ 「市民の安心・安全を守るために市民の意思を尊重する」という内容であれば、まさに自治の基本理念に相当するものではないか。また、自治の基本理念のテーマで、国や県や他の自治体に対する自治体としての自立にも言及しているので、このテーマで扱う必要性は薄いのではないか。
- ・ 「市は、自由・健康・平和な市民生活を守るため、他の自治体との関係においても、市民の意思を尊重するものとする」ではどうか。
- ・ 市民生活を守ることは基礎自治体の役割だが、市の中だけでは解決が難しい課題もあり、他自治体との協力的な関係が必要となる。その時は、対等な関係で協力するというのではないか。
- ・ 「環境問題などの国際的な課題に積極的に取り組み」とあるが、いきなり「国際的な課題」

というよりも、「広域的な課題」としてはどうか。

- ・ 「国際的な課題」の方が壮大で良いのではないか。
- ・ 「国や県と対等で協力的な関係を築く」や「交流・協力・連携に努める」とあるが、連携する目的が書かれていないのではないか。例えば、他市町村とは共通する課題の解決が連携の目的になるだろうし、国や県とは市内の課題に対して役割分担しながら協力して解決するという意味合いになると思うので、国や県との協力と他市町村との連携を書き分けてはどうか。
- ・ 【考え方・解説】の4つ目の「・」は、条例案骨子の解説として相応しくないのではないか。
- ・ 恒久平和を希求することは、日本国民やさいたま市民として、誰もが願っていることではないか。
- ・ ○の「市」には、市民を含まないと思うが、●の「市」には市民も含んだ概念であるべきではないか。この部会では「市」を議会及び市長その他の執行機関としたはずなので、使い分ける必要があるのではないか。
- ・ ●の2つ目の・の主語は、「市民と市」とするか、「市民とともに」とするなど、工夫が必要ではないか。
- ・ 市は「市民の意思を尊重」して、交流・協力・連携に努めるとしても良いのではないか。

#### (4)参加(市民部会個別テーマ)

##### 【条例案骨子】

##### ●市民は、まちづくりの主体として、市政に参加する、権利と義務を有する。

- ・ 市民は、行政の所有する情報の共有をした上で、多様な機会において、まちづくりに参加することができる。
- ・ 市民は、地域の問題に対し、その声を市政に届け、反映させるために、市政に積極的に参加し、問題解決のための努力をする。

##### ○市と議会は、市民が市政に参加できるよう、環境を整えるように努める。

- ・ 市と議会は、市民の主体的参加を促す方法を検討する必要がある。
- ・ 市は、青少年や子供、子育て中の親、障害者、高齢者などに配慮し、参加方法の検討を行っていく。

##### ○市の重要な政策をする審議会等において、積極的に市民の参画をすすめるべきではない。

- ・ 市民の参画の際は、多様な層・グループ・分野から市民を選出しなければならない。

##### 【考え方・解説】

- ・ 少子高齢化、財政危機、環境問題等、将来にも影響を与える問題が累積している今、行政まかせのまちづくりを、市民が主体のまちづくりに転換させる必要がある。
- ・ 選挙だけではなく、市の問題提起・立案・実施等の過程において、議会や行政への市民参加が、重要である。
- ・ 市民の多くの人が、参加の仕組みが分からないために、市民の力が発揮されていない。まずシステムの明確化と、情報の共有が必要。
- ・ より多くの市民の声を、行政に届け、反映させ、結果の説明をすることが、市民の主体的参加の促進につながる。
- ・ 市民は、まちづくりへの参加の際、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。
- ・ まちづくりの基本原則は、市民参加である。
- ・ 多様な機会の具体的な例として、議員による代弁や議会の傍聴、公募委員、市長への提案制度、タウンミーティング、パブリックコメント、市民活動団体と行政の協働事業、区民会議、住民投票、などがある。
- ・ 市政参加を促す方法の具体的な例として、議会を市民が参加しやすい時間帯にする、インターネットを利用したパブリックコメントの募集、税金の一部の使い道を選択できる制度作り、市民活動促進、身近で気軽に参加できるコミュニティ作りなどが考えられる。

##### 【内田・古屋委員からの発表】

- ・ 【条例案骨子】は、部会内の議論を踏まえて、大きく修正した。

- ・ 3番目の○は、参加の具体的な内容を入れた方が良いとの意見を踏まえ、追加した。

### 【意見】

- ・ 「参加」と「協働」は、使われ方が様々なので、この条例でどう定義するか、検討する必要がある。
- ・ 「参加」に「協働」も含まれるということか。
- ・ 「参加」とは、市政に市民が意見を述べて反映させること。「協働」とは、それを一歩進めて市と市民が、共通の目的を実現するためにともに協力して活動すること。そのように整理できるのではないか。
- ・ 「市政に参加する、権利と義務」とあるが、市民にそこまでの義務を課すべきなのか。
- ・ 参加の権利を認めただけで、責務の方は参加する際の心構えなどを規定する程度で良いのではないか。
- ・ 市政に主体的に参加したくない人の権利を守る必要もあると思うので、参加の義務を課すのではなく、参加に当たっての責務を規定することでどうか。
- ・ 参加したいと思っても諸事情で参加が出来ない人もいるので、そのような人に配慮することを書き加えてはどうか。
- ・ ○の2つ目では「市民を選出」と言っているが、市民公募の方法を具体的に書く必要はないか。
- ・ 審議会等への参加は具体的な内容であるので、条例でそこまで細かく書く必要はないと思う。一つ目の○で基本的な考え方を示しているので、書くとしても【考え方・解説】で良いのではないか。
- ・ 審議会等への参加は重要なので、あえて書いても良いのではないか。
- ・ 審議会等について「多様な層・グループ・分野から市民を選出しなければならない」とあるが、審議会等の中にはその性格上専門的な知識を要するものや法律で構成が規定されているものもあるので、より柔軟な運用ができる表現にしてはどうか。
- ・ 審議会等には専門性も大事だが、基本的には多様な市民が参画することが必要だと思う。
- ・ 市民を「選出」という表現はどうか。
- ・ 「選出」ではなく、「多様な市民の参画を進める」などの表現にしてはどうか。

## (5)協働(市民部会個別テーマ)

### 【条例案骨子】

#### (協働の必要性)

市民自治の推進のためには、市民・議会・行政の間の協働を促進する必要があります。

#### (市民・議会・行政の役割)

市民は積極的に協働を企画・実施し、議会は協働を促進するための環境の整備を行い、行政は協働の機会の提供に努める必要があります。

#### (協働の推進)

- 1 市は、協働を推進するため、必要な情報を収集・提供し、交流を支援し、相談・研修等の機会を確保します。
- 2 協働の推進に当たって市は、市民の自発的な活動を支援するとともに、市民の自立性を損なわないように努めます。
- 3 市は、条例の理念に基づいて、市民の提案の実現に努めます。

### 【考え方・解説】

- 1 協働は、市民、議会、行政がそれぞれの責任と役割分担にもとづき、互いの特性を尊重しながら協力しあうことを言います。

- 2 効果的な市政運営のためには、市民と市の積極的な協働が必要となります。
- 3 市民と議会または行政が、互いの特性を發揮しながら連携して課題解決にあたるほうが大きな効果を期待できる場合には、協働によるまちづくりをすすめます。
- 4 協働の推進に当たっては、協働の当事者が、対等の立場に立って、相互理解と信頼関係を深め、共通の課題の解決に取り組む必要があります。市民の自主性と自立性が損なわれてはなりません。
- 5 市は、市民側からの協働提案に対して検討結果を知らせる必要があります。
- 6 民間組織相互の協働（民民協働）も重要な役割を果たします。

#### 【富沢・吉川委員からの発表】

- ・ 第二次案の【条例案骨子】を分割して、「必要性」、「役割」及び「推進」に書き分けた。

#### 【意見】

- ・ 協働は協力して活動する、行動するという意味でとらえる。
- ・ 市民は、協働も参加についても提案することがあるが、協働は提案したものを一緒に行うという、その提案の中に責任をもって行動するという含みがある。
- ・ 「協働」を考える上では、市と市民との関係だけではなくて、市民同士の関係も大事なのではないか。【考え方・解説】で言及するだけではなく、条例で位置付けると画期的なものになるのではないか。
- ・ 他市の条例などを見る限り、「協働」の定義には、「共通の目的の実現」と「対等な立場」、「相互の立場を尊重」の3要素が入っているように思う。
- ・ 市民活動及び協働の推進条例では、市と市民活動団体との協働について定義しているが、自治基本条例で扱う「協働」は、市と企業との協働なども含めて、もっと広い概念であるべきではないか。
- ・ 官民協働、民民協働との違いを分かりやすくすると良いのではないか。【条例案骨子】の「協働の推進」の1に「官・民、民・民の協働を推進するために、必要な情報を収集…」というようにしてはどうか。
- ・ 協働に当たっての市民と議会、行政の3者の役割を書き分けても良いのではないか。「公益的なスタンス」や「市民の利益のため」、「公平な立場で」といった表現を入れても良いのではないか。
- ・ 「協働」を進める上での考え方を盛り込む際には、市民活動及び協働の推進条例第3条第2項の規定や、市民活動推進委員会の提言書にある「市民と行政の協働を進めるに当たって考えるべきこと」が参考になるのではないか。
- ・ 市民と議会との協働について、あえて項目を立てる必要はあるか。「市」の定義には、議会も含めているので、「市民と市の協働」とすれば良いのではないか。
- ・ 一般的な市民と議会、行政との協働だけでは有効に機能しないのではないか。「協働」には専門家が必要であり、市民や議会、行政だけではない主体の存在も念頭に置く必要があるのではないか。
- ・ 市民活動及び協働の推進条例では、大学など役割も規定されている。
- ・ 「対等な立場」と美辞麗句を唱えても、協働する市民側にとってはハードルが非常に高い現状があり、行政や議会も努力してくれないと「協働」は成り立たないと思う。
- ・ 「協働」という用語が使われ始めた経緯を踏まえると、「協働」とは行政と市民との関係だけではないか。
- ・ 市民同士は、必要があれば協働するのではないか。

- ・市の財政が厳しくなってきたから、これまで行政でやってきたことに市民に参加してもらって協働するというのではなくて、新たな課題の発見や解決のために「協働」が必要になるということではないか。

## (6)住民投票(市民部会個別テーマ)

### 【条例案骨子】

#### ●住民投票制度の設置

- ・市は、市政に関する重要な事項について、住民の意思を確認するため、また広く意見を求めるために、住民投票を設置することができる。

#### ○住民投票の結果の尊重

- ・市長及び議会は、住民投票の決定を、尊重するものとする。

### 【考え方・解説】

- ・市民は、市長と議員を選ぶが、白紙委任をしているわけではない。市民の健康・環境・景観等を著しく破壊したり、財政的に将来に渡って大きな負担となるなど、市民生活に大きな影響を与え、賛否が分かれる問題については、市長及び議会が住民投票を活用し、住民に直接判断を仰ぐことが重要である。
- ・住民投票は、市民の争点に対して、賛成か反対か、はっきり示す方法である。
- ・投票以前の、十分な審議が必要である。
- ・住民投票制度は、究極の自治と考える。

### 【内田・古屋委員からの発表】

- ・先日の意見交換で市長は、常設型で一律に決めるのではなく、案件の内容により有効に活用できる方法が重要と言っていた。

### 【意見】

#### ①【条例案骨子】

- ・市長の意見の趣旨は、常設型ではなくて、住民投票ができることを宣言することが重要だと言ったのだと思う。
- ・国では住民投票の法制化を検討しているようだが、その趣旨は住民投票の結果が拘束力を持つということだと思う。現行の地方自治法では直接請求で実施することはできるが、その結果は市長や議会を拘束するものではないので、条例で規定するとしても結果の尊重義務を明記することぐらいになると思う。
- ・住民投票は、○か×かの選択しかないのだから、●の「広く意見を求めるために」という表現は要らないのではないか。また、「住民投票を設置」するのではなく、「住民投票を実施」ではないか。
- ・投票権者等を現時点では特定しないという趣旨で、「広く意見を求めるために」とした。
- ・現段階では、対象を広げることを前提に考えることは難しいのではないか。
- ・「住民」の定義が難しい問題。
- ・住民投票についての論点は、大きく分けると、制度を設ける意義があるか、設ける場合には常設型か非常設型（個別型）か、投票権者等の対象者をどうするか、の3点があると思う。
- ・常設型にこだわるのではなく、住民投票が出来ることを明記することで良いのではないか。

#### ②【考え方・解説】

- ・「住民投票制度は究極の自治」という表現には疑問がある。「住民投票」イコール「自治」ということではないと思う。
- ・【考え方・解説】において、「住民投票に関し必要な事項は別の条例で定める」ということ

を書いておいた方が良いのではないか。

- ・ 住民投票がなければ、他の自治体で問題になっているように、いきなりリコールや解散という事態になってしまい、そこで市政がストップしてしまう。市長や議会の良し悪しではなくて、特定の政策が良いかどうかの判断を求める制度として必要ではないか。

以上